

収 入
印 紙

川越市自由通路の広告掲示に関する契約書

川越市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、川越市自由通路（以下「自由通路」という。）への広告掲示に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙の作成するポスター形式の広告（以下「広告」という。）を川越市自由通路有料広告掲示用パネル（以下「掲示用パネル」という。）に掲示することを認め、乙は、甲にその対価として広告掲示料を支払うものとする。

（広告掲示期間）

第2条 乙が掲示用パネルに広告を掲示することができる期間（以下「広告掲示期間」という。）は、_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日までとする。

（広告掲示料）

第3条 乙が甲に対して支払うべき広告掲示料は、金_____円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（広告の掲示位置、規格及び内容）

第4条 乙が広告掲示を行うことができる掲示用パネルは_____駅自由通路 _____番とする。

2 広告の規格及び内容は、川越市自由通路有料広告取扱要領第9条第2項に規定する川越市自由通路有料広告掲示決定通知書に係るもの又は同要領14条第1項の規定による変更の届出に係るもので、甲の審査を経たものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、広告掲示に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(要綱等の遵守)

第8条 乙は、この契約書に定めるほか、川越市広告掲載に関する要綱、川越市広告掲載基準及び川越市自由通路有料広告取扱要領（以下「要綱等」という。）並びに関係する法令その他の規程に規定する事項を遵守しなければならない。

(広告掲示料の支払)

第9条 乙は、広告掲示料を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載のある場所で納付期限までに納めるものとする。

(広告掲示の中止)

第10条 甲は、この契約締結後、乙の責めによらない社会状況の変化等により、広告を掲示することが不相当と判断したときは、広告掲示を中止することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲示を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) 甲が指定する期日までに広告掲示料及び広告掲示に係る行政財産の使用料が納入されないとき。
- (2) 甲が審査し、及び承認した広告の内容と乙が掲示しようとする広告の内容が著しく相違するとき。
- (3) この契約に基づく広告掲示に係る行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。
- (4) 乙がこの契約に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲示を行うことが適切でないと甲が認めたとき。

2 前項に定める場合のほか、甲乙協議の上、この契約を解除することができる。

(広告掲示料の返還)

第12条 甲は、納付済みの広告掲示料は返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 甲が広告掲示をしない期間が1日を超えるとき。
- (2) 甲が特別の事由があると認めるとき。

(事故等発生時の報告)

第13条 乙は、広告掲示に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(信義誠実の義務)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、広告内容その他広告掲示に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害又は財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為又は不法行為を行ってはならない。

2 乙は、広告掲示により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(調査又は報告)

第16条 乙は、この契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第19条 この契約に定めるもののほか、広告掲示に関し必要な事項は、甲が定める。

(定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長

乙